

1	0	年	保	存
機	密	性	1	

基 発 0724 第 4 号
雇 児 発 0724 第 3 号
平 成 26 年 7 月 24 日

都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「都道府県労働局における労働基準行政と雇用均等行政との
連携について」の一部改正について

都道府県労働局における労働基準行政と雇用均等行政の連携については、平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 775 号、女発第 291 号「都道府県労働局における労働基準行政と雇用均等行政との連携について」により行っているところであるが、今般、その一部を別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので、その実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本通達は、平成 27 年 4 月 1 日から適用すること。

「都道府県労働局における労働基準行政と雇用均等行政との連携について」

新旧対照表

改正後	現行
記	記
第1 (略)	第1 (略)
第2 (略)	第2 (略)
<p>第3 労働基準部等と雇用均等室との連携内容等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法令違反事業場(所)に係る情報提供等</p> <p>(1) 情報の提供・交換等</p> <p>労働基準部等と雇用均等室は、他行政が所管する法令等に違反する疑いのある事業場(所)を発見した場合には、相互にそれらに係る情報の提供や交換等(以下「情報提供等」という。)を行うこと(労働基準監督署に係る事案については、労働基準部を経由して行うこと。)</p> <p><u>なお、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第6条及び第7条に係る対応については、平</u></p>	<p>第3 労働基準部等と雇用均等室との連携内容等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法令違反事業場(所)に係る情報提供等</p> <p>(1) 情報の提供・交換等</p> <p>労働基準部等と雇用均等室は、他行政が所管する法令等に違反する疑いのある事業場(所)を発見した場合には、相互にそれらに係る情報の提供や交換等(以下「情報提供等」という。)を行うこと(労働基準監督署に係る事案については、労働基準部を経由して行うこと。)</p> <p><u>なお、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)に係る対応については、平成20年2月1日付</u></p>

<p><u>成 26 年 7 月 24 日付け地発 0724 第 1 号・基発 0724 第 3 号・職発 0724 第 6 号・雇発 0724 第 2 号</u> <u>「『短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律』等の施行に係る都道府県労働局における業務の推進について」の記の 6 の（1）及び（3）に基づき行うこと。</u></p> <p>(2) (略) (3) (略)</p>	<p><u>け地発第 0201003 号・基発第 0201001 号・職発第 0201002 号・雇発第 0201002 号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえた都道府県労働局における業務の推進について」の記の 6 の（3）及び（4）に基づき行うこと。</u></p> <p>(2) (略) (3) (略)</p>
---	--